

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

2026年（令和8年）5月11日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により監査請求書の提出があった。

2 請求人

（省略）

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書及び2026年（令和8年）5月14日に提出された補正書によれば、次のとおりである。

(1) 福山市長に対し、次の措置を求める。

ア 2026年（令和8年）1月27日にホロコースト記念館（以下「記念館」という。）において開催された「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」追悼記念式典（以下「記念式典」という。）へ福山市立一ツ橋中学校の生徒を出席させるためのジャンボタクシー借上料61,200円の支出は、公序良俗に反する不当かつ違法な公金支出であるため、当該支出について、福山市教育委員会の職員に対する損害賠償請求を行うこと。

イ 今後、福山市立学校の生徒又は福山市関係者を、記念式典その他記念館が実施するイベントに、公務又は公費により参加させないこと。

(2) 理由は、次のとおりである。

現在、ユダヤ人国家のイスラエルは、ガザ地区においてパレスチナ人に対するジェノサイドを実施した。ナチスのホロコーストと何がどう違うのか不明である。ナチスがユダヤ人を虐殺するのは駄目だが、ユダヤ人がパレスチナ人を虐殺するのは良いという理由が不明瞭である。

記念式典は、ユダヤ人によるパレスチナ人に対するジェノサイドを正当化又は隠ぺいするためのプロパガンダである。

このような政治的プロパガンダの儀式に公費で子どもたちを動員するのは、教育行政の政治的中立に反するものであり不当かつ違法である。また、福山市行政が記念館のイベントに関与するのも福山市行政の政治的中立に反する。

なお、監査委員は、この請求を棄却するのであれば、福山市はユダヤ人によるパレスチナ人に対するジェノサイドを認容しているのか具体的に明らかにされたい。

第2 請求の受理

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第3 監査の対象

1 監査対象事項

自治法第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と規定している。

上記の規定及び請求の要旨から、本件請求の監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 監査対象となる財務会計上の行為

監査対象となる財務会計上の行為は、記念式典への福山市立一ツ橋中学校の生徒の参加に伴うタクシー借上料の支出とする。

(2) 上記財務会計上の行為の違法性又は不当性

ア 記念式典へ福山市立一ツ橋中学校の生徒を参加させたことは、違法又は不当といえるかどうか。

イ 記念式典への参加に伴うタクシー借上料を公費により支出したことは、違法又は不当な財務会計行為に当たるといえるかどうか。

2 監査対象部局

教育委員会学校教育部

第4 監査委員の交代

監査委員のうち、2026年（令和8年）5月15日付けで奥陽治委員及び八杉光乗委員が退任し、同日付けで能宗正洋委員及び石口智志委員が就任した。

第5 請求人の証拠及び陳述書の提出

1 自治法第242条第7項の規定により、請求人から、2026年（令和8年）5月20日付けで陳述書が提出された。なお、新たな証拠の提出はなかった。

2 陳述書の要旨は、次のとおりである。

(1) なぜ公費で18歳未満の子どもたちを記念館に連れていくのか疑問である。記念館のショッキングな展示物を18歳未満の子どもたちに見せつけるのは、子どもたちに心的外傷後ストレス障害を与える行為であり、教育行政がすることではない。

(2) 記念館で記念式典をする理由が不明である。仮にナチスのユダヤ人虐殺が非人道的

行為なら、ユダヤ人によるパレスチナ人に対するジェノサイドも非人道的行為である。記念式典では、ユダヤ人によるパレスチナ人に対するジェノサイドをやめるべきだと誰か一度でも言ったことがあるのか。

- (3) よって、記念式典に公費で福山市関係者又は市立学校の生徒たちを参加させるのは、今後は一切やめるべきである。

- 3 口頭による意見陳述については、請求人から必要はない旨の意思表示があり、実施しなかった。

第6 関係機関の陳述等

- 1 教育委員会学校教育部に対して意見の陳述及び関係資料の提出を求めたところ、当該関係機関から陳述書及び関係資料の提出があった。また、陳述内容を補足するため、当該関係機関の職員から聴取を実施した。

- 2 陳述等の要旨は次のとおりである。

記念式典への生徒の参加は、教育基本法の理念及び学習指導要領に基づく平和教育・人権教育として教育的価値を有しており、適切な指導計画と安全管理のもとで実施している。したがって、公費を用いて実施することは妥当である。

- (1) ホロコーストに対する認識

ホロコーストは、第二次世界大戦中にナチス・ドイツによって行われたユダヤ人迫害と大量虐殺を中心とする人類史上の重大な人権侵害であり、国際社会においても「二度と繰り返してはならない歴史」として共有されている。こうした歴史を学ぶことは、単に過去の出来事を知識として理解するだけでなく、差別や偏見、排除、暴力が社会の中でどのように生まれ、拡大していくのかを考える契機となるものである。

- (2) 記念館の行事に参加することの学校教育における位置付け

中学校学習指導要領（平成29年告示）では、社会科歴史的分野又は公民的分野において、社会的事象の歴史的な見方・考え方又は現代社会の見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力を育成することを目指すことが示されている。道徳科においても、「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際貢献」「よりよく生きる喜び」などの内容項目を通して多様な価値観を尊重しながら他者と共に生きる態度を育成することが示されている。

また、広島県教育委員会が示している平和教育の考え方においても、平和教育は日本国憲法及び教育基本法の理念に基づき、児童生徒が平和を尊重する心や態度を育成することを目的として行うものとされている。

これらの趣旨を踏まえ、福山市立一ツ橋中学校では、平和学習を主に2年生の総合的な学習の時間に位置付け、各教科と関連付けながら、教育課程として実施している。これは、特定の政治的立場や思想を形成することを目的とするものではなく、歴史的

事実を基に、多面的、多角的に考える力を育成する教育活動である。

(3) 参加に当たっての指導

記念式典への参加に当たっては、事前学習を重視している。例えば、ホロコーストの歴史的背景、当時の社会状況、差別や偏見が生まれた過程、人権侵害が拡大した要因などについて、社会科や総合的な学習の時間を活用して学習する。「人権とは何か」「平和とは何か」「差別を許さない社会をどのようにつくるか」といった課題について、自分自身の生活や身近な人間関係と関連付けながら考える学習を行っている。

(4) 教育効果

記念式典参加後には振り返り学習を行い、生徒同士の意見交流や発表活動を通して学びを深めている。

参加した生徒の感想には、「差別される人がいる社会をなくしたい」「平和を自分事として考えるようになった」「相手の立場に立って考えることの大切さを感じた」など、自らの生き方や行動に結びつけた記述が見られ、歴史を知識として学ぶだけでなく、現代社会の課題や自分自身の行動へとつなげて考える力が育成されていることを示している。

また、海外からの出席者への英語による案内や交流活動を通して、生徒は英語を「正しく話すこと」だけでなく、「相手に伝えようとすること」「異なる文化や価値観を尊重しながら関わること」の大切さを体験的に学んでいる。これは、中学校外国語科が重視している「実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能」の育成にもつながるものである。

加えて、生徒の主体性の育成という観点からも意義がある。生徒一人一人が役割を持ち、自ら考え、判断し、行動する経験を通して、「自分には何ができるか」を考える姿勢が育まれている。

更に、参加した生徒が学んだ内容を校内発表や展示活動等を通じて学校全体へ還元することで、参加した生徒のみの経験にとどまらず、学校全体の平和学習や人権学習へ波及する効果も期待される。実際に、「もっと多くの人に平和について考えてほしい」「学んだことを周囲に伝えていきたい」といった意識が見られており、学びを共有しようとする姿勢が育っている。

第7 監査の結果

(本文)

本件請求については、監査委員合議の結果、次のとおり決定した。

本件請求については、理由がないものと判断し、「棄却」する。

(理由)

請求内容に係る監査委員の判断の理由は、次のとおりである。

1 記念館及び記念式典の概要

記念館は、子どもたちにホロコーストを伝え、平和と人権について考える教育センターとして、1995年（平成7年）に設立され、小学校、中学校など多くの学校が平和学習などで利用している。

「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」は、アウシュビッツ強制収容所が解放された1月27日を国際的な記念日とするもので、ユダヤ人やマイノリティーの人々が殺害されたホロコーストを再確認し、憎悪、敵対感情、人種差別、偏見がもつ危険性を永遠に人々に警告することを目的に、2005年（平成17年）11月1日、国連総会決議によって定められた。この決議に基づいて、世界各地の国連広報センターは、この国際デーの意義を広め、多くの人に歴史から学ぶことを促している。

記念式典は、国連の定める「ホロコースト犠牲者を想起する国際デー」に合わせて、記念館が開催したものであり、各国の外交官、地域の代表者等が出席した。

2 記念式典への参加経緯及び活動内容

福山市立一ツ橋中学校では、2年生の教育課程の総合的な学習の時間において平和学習を行っており、その具体的な内容として、ホロコーストを取り上げている。また、部活動としてボランティア部があり、地域活動への参加などの活動を行っている。

2025年（令和7年）11月28日、福山市立一ツ橋中学校は、記念館から記念式典への参加依頼を受け、総合的な学習の時間における平和学習との関連性が高いことから、2年生全員を対象として希望者を募ることとした。また、総合的な学習の時間に平和学習としてホロコーストについて学んでいるという取組を海外からの出席者に伝えることは、ボランティア部が行っている地域活動にも通じるものであるため、ボランティア部に所属する3年生の生徒から参加者を募ることとした。その結果、2年生9人、3年生7人から参加の申出があり、その全員を参加させることとした。

参加に当たっては、総合的な学習の時間におけるホロコーストや杉原千畝に関する学習のほか、当日の説明や発表の練習を実施した。

2026年（令和8年）1月8日（5時間目）には、現地研修として、2年生9人と学年主任の教諭が記念館を訪問し、記念式典の打合せを実施した。

2026年（令和8年）1月27日（1時間目から4時間目まで）は、記念式典に参加するため、2年生9人、3年生7人と学年主任の教諭、校長が記念館を訪問した。2年生の生徒は、記念式典の出席者を案内し、展示内容を英語で説明するなどした。3年生の生徒は、学校での平和学習の取組について英語で発表するなどした。このほか、出席者らと交流する場が設けられた。

後日、学校では、参加した生徒を対象とした振り返り学習の場が設けられたほか、2年生は総合学習の時間に、3年生はそれぞれが所属するクラスで参加報告を行い、学習した内容を共有した。

3 監査対象となる財務会計上の行為

記念式典参加に伴い、2026年（令和8年）1月8日に現地研修としてジャンボタクシー1台、同月27日に記念式典への参加としてジャンボタクシー2台により、福山市立一ツ橋中学校から記念館までを往復している。

このジャンボタクシー借上料として合計で61,200円が教育指導費から支出されており、監査対象となる財務会計上の行為は、次のとおりである。

- ・ 2026年（令和8年）1月27日 支出負担行為
- ・ 同年 2月18日 支出命令
- ・ 同年 同月27日 支払

4 上記財務会計上の行為の違法性又は不当性

(1) 記念式典に生徒を参加させたことについて

ア 中学校の教育課程は、学習指導要領によるものとされているところ（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第74条）、中学校学習指導要領（平成29年告示）は、総合的な学習の時間では、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指すものとし、その内容は、各学校において定めることとしている。この趣旨は、総合的な学習が目指す目標を踏まえ、地域や学校、生徒の実態に応じて、創意工夫を生かした内容を定めることが期待されていることにある（中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総合的な学習の時間編）。

福山市立一ツ橋中学校においては、総合的な学習の時間にホロコーストをテーマとして平和学習を行い、記念式典では英語を使って平和学習の成果発表や展示内容の説明などを行っている。

ホロコーストをテーマとした平和学習は、歴史を学ぶことを通じて日常生活や現代社会における課題を多面的・多角的に考える力を育成しようというものであり、社会科、道徳科等と関連付けた横断的・総合的な学習となっている。

また、記念式典に参加し、学習の成果を発表することは、学習したことのまとめ・表現であり、探究的な学習の過程に沿うものであり、この発表や展示内容の説明を英語を使って行うことで、外国語科とも関連付けられた活動となっている。

さらに、福山市内にある記念館の行事に参加することは、地域の特色を生かした体験的な取組といえる。

これらから、記念式典に参加することは、学習指導要領に則ったものであり、これを実施した学校の判断に裁量の逸脱、濫用は認められない。

イ 請求者は、記念館のショッキングな展示物を生徒に見せることに問題があると主張する。

しかし、記念館は、子どもや青少年に向けた教育施設として活動しており、多くの学校が平和学習などで訪問していることから、生徒が見学するに当たり特段の問題があるとは認められない。

また、記念式典への参加に当たっては、事前学習をした上で、当日は教諭が同行していることから、見学について配慮、指導がされている。

したがって、請求者の主張は当たらないものと判断する。

ウ 記念式典参加に当たっては、事前学習を行うとともに、参加後には振り返り学習を行い、生徒同士の意見交流や参加報告を通して学びを深めている。単に式典に参

加するというものではなく、教育的な意義を重視した取組となっており、その内容も一面的な見方や考え方を押し付けるものとは認められない。

エ 以上により、記念式典に福山市立一ツ橋中学校の生徒を参加させたことは、学習指導要領に則った学校教育の一環であり、教育的な指導のもと実施されたものであることから、教育の政治的中立に反するものではなく、違法又は不当とはいえない。

(2) タクシー借上料の支出について

学校における校外活動の実施においては、事故防止のために万全の措置が必要であり、安全性に配慮する必要がある。また、移動手段を選択するに当たって効率性や合理性の考慮も必要である。

タクシー事業者により運行されるジャンボタクシーは、一般に安全性が確保された移動手段であるといえる。また、記念式典に参加する生徒らの人数が比較的少数であること、福山市立一ツ橋中学校から記念館までの間には、直接連絡する鉄道やバスなどの経路がないことから、ジャンボタクシーの利用は、参加人数や目的地に応じた判断として効率性や合理性が認められる。

したがって、記念式典に参加するための移動手段としてジャンボタクシーを選択したことは適切である。

その他支出についての違法又は不当な事情は認められなかった。

(3) 以上により、記念式典に福山市立一ツ橋中学校の生徒を参加させたことは違法又は不当とはいえず、タクシー借上料の支出についても違法又は不当は認められないことから、本件の監査対象である「記念式典への福山市立一ツ橋中学校の生徒の参加に伴うタクシー借上料の支出」は、違法又は不当とはいえない。

5 結論

以上のことから、本件請求には理由がないものと認める。

よって、本件請求は棄却されるべきものである。